

貨物自動車運送事業者による レンタカー使用用途・期間制限の緩和について

2014年5月

公益社団法人リース事業協会

公益社団法人リース事業協会の概要

会員会社 247社(2014年4月1日現在)

設 立 社団法人リース事業協会 1971年10月
公益社団法人リース事業協会 2013年4月

事業目的 機械設備等のリース事業及び関連産業の健全な発展を図ることにより、わが国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること

業務概要

1. リース及びリース事業に関する調査研究並びにそれらに関連する提言
2. リース及びリース事業に関する広報
3. リース及びリース事業に関する相談並びに情報提供
4. リース及びリース事業に関する研修
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

役 員

会 長	浅田 俊一(東京センチュリーリース社長)
副 会 長	三浦 和哉(日立キャピタル社長)
副 会 長	佐藤 隆(芙蓉総合リース社長)
副 会 長	川村 嘉則(三井住友ファイナンス&リース社長)
副 会 長	安田 義則(JA三井リース社長)
副 会 長	稲葉 健次(専務理事)

リース会社の事業展開

- ◆ リースは顧客に代わって設備投資を行い、その設備を顧客に賃貸する取引です。
- ◆ リース業界は、設備投資促進を通じた日本経済発展のために、経済界の設備導入のご要望にできる限りお応えすることが社会的な使命であると考えております。
- ◆ リース各社においては、自由な経済環境のなかで、各社が創意工夫をしながら、リース取引を中心に多角的な事業展開を行っています。

リース会社の事業展開(自動車リース)



(参考) 自動車リースとレンタカーの違い

	自動車リース	レンタカー
取引形態	<p>顧客が指定する自動車を購入</p>	
リース・レンタル期間	長期(年単位)	短期(時間、日、週、月単位)
顧客の使用目的	長期継続使用	一時的使用・短期集中使用
ユーザー(利用者)	特定の顧客(法人中心)(※1)	不特定多数の顧客(個人・法人)
メンテナンス	契約内容により異なる(※2)	レンタカー会社が実施
貸渡許可	不要(※3)	必要

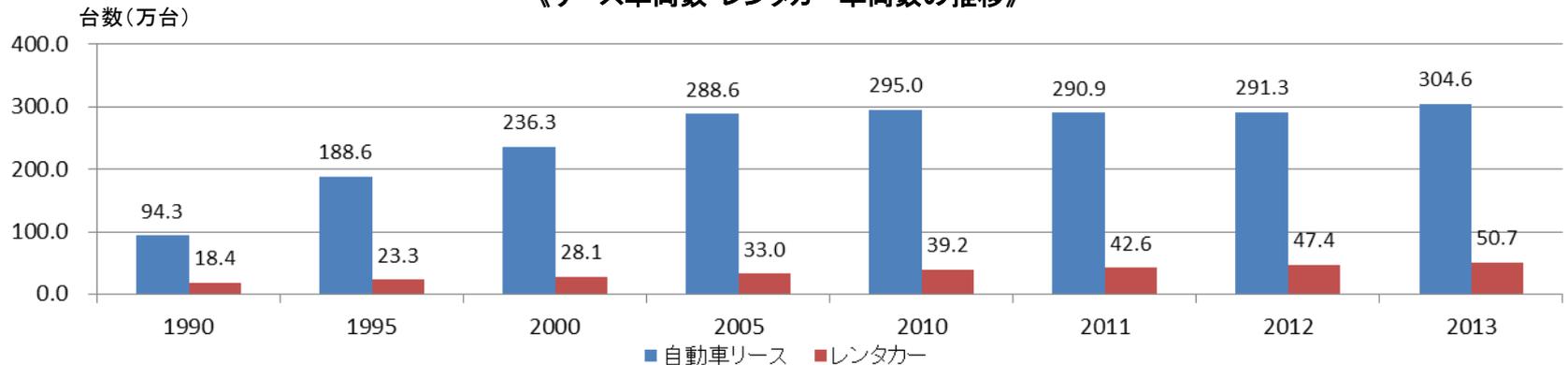
(※1) 1996年に貨物運送事業者及び旅客運送業者向けのリース規制(メンテナンス・リース不可等)の撤廃

(※2) メンテナンス・リース契約の場合はリース会社が実施

(※3) 2006年に自動車リースの許可制廃止

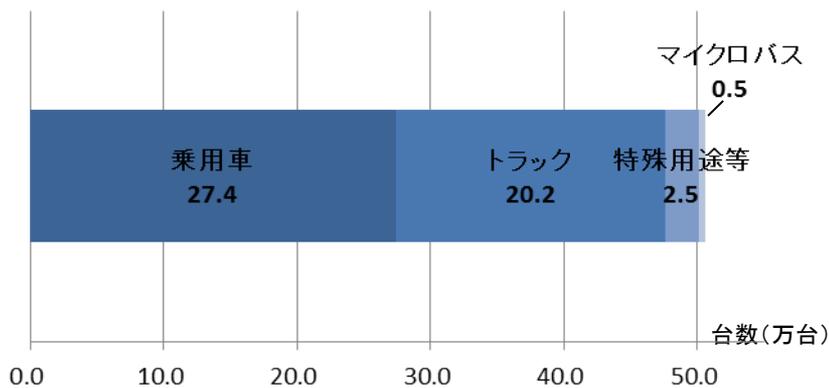
(参考)レンタカーの市場規模

《リース車両数・レンタカー車両数の推移》



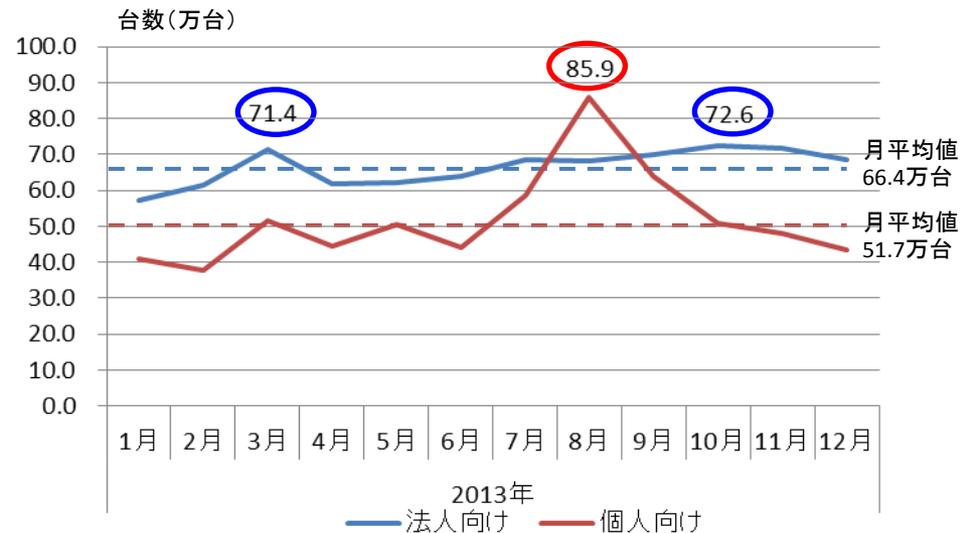
出所:リース車両数(日本自動車リース協会連合会HP)、レンタカー車両数(レンタカー協会HP)

《レンタカー車両の車種》



出所:2013年3月末 レンタカー車両数(レンタカー協会HP)

《レンタカー契約台数(月別)》



出所:経済産業省特定サービス産業動態調査

規制の現状と問題点

規制の現状

- 貨物自動車運送事業者のレンタカー使用は、原則として認められていません。
- 一時的な需要の伸びに対応するため、用途・期間を特定する形でレンタカーの使用が認められてきました。(①②:1985年11月、③:2003年2月)
 - ①用途:百貨店等配送
期間:夏期(6月1日～8月31日)、年末年始(11月10日～翌年1月10日)
 - ②用途:農水産物運送
期間:秋期(9月1日～11月30日)
 - ③用途:引越輸送
期間:引越シーズン(3月15日～4月15日)のうち15日未満
- 貨物自動車運送事業は事前許可制をとっており、車種・台数等の届出により輸送の安全を確保しています。



規制の問題点

- 貨物自動車運送事業者がピーク需要及び車検・点検期間に応じて車両を確保しておくことは経済的に不合理です。
- 需要に応じてレンタカーの使用を柔軟に認めることが望まれます。

レンタカーユーザー（貨物自動車運送事業者）の意見

- 使用車両が車検・点検・修理の際にレンタカーの使用を認めていただきたい。（中小・運送業者、大手・運送業者）
- 春の引越シーズンは、人事異動等による引越が集中する期間でもあり、引越依頼のお客様のご要望の日程で引越を受けることができず、ご迷惑をお掛けしている。レンタカー使用により、需要に合わせた車両運行ができるため、「使用期間を15日未満」とする制限の撤廃を強く望む。（大手・引越業者）
- 貨物運送の繁忙期に合わせてレンタカーを使用したい。（大手・運送業者）。
- レンタカーの使用規制は全廃していただきたい。（中小・運送業者）
- 陸運支局への申請方法を簡素化していただきたい。（中小・運送業者）

※複数の運送業者に対するヒアリング調査（2014年3月～4月に実施）

(参考) 貨物運送の繁忙期例

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
飲料品						天候等によって需要に大きな幅が生じる						
冷凍食品・冷菓						天候等によって需要に大きな幅が生じる						
乳製品・ケーキ												
引越												
家電品												
農作物												
中元・歳暮等(宅配便含む)												
イベント												
臨時需要(荷主の要請)												

※上記以外では、過去の事例として、消費増税前のいわゆる駆け込み需要、地上デジタルテレビ導入による家電需要等が突発的に発生することがある。

◆ 貨物自動車運送事業者を取り巻く経済環境は厳しく、固定費の増加につながる増車対応は難しい。

要望項目

- ◆ 貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限の緩和を提言します。



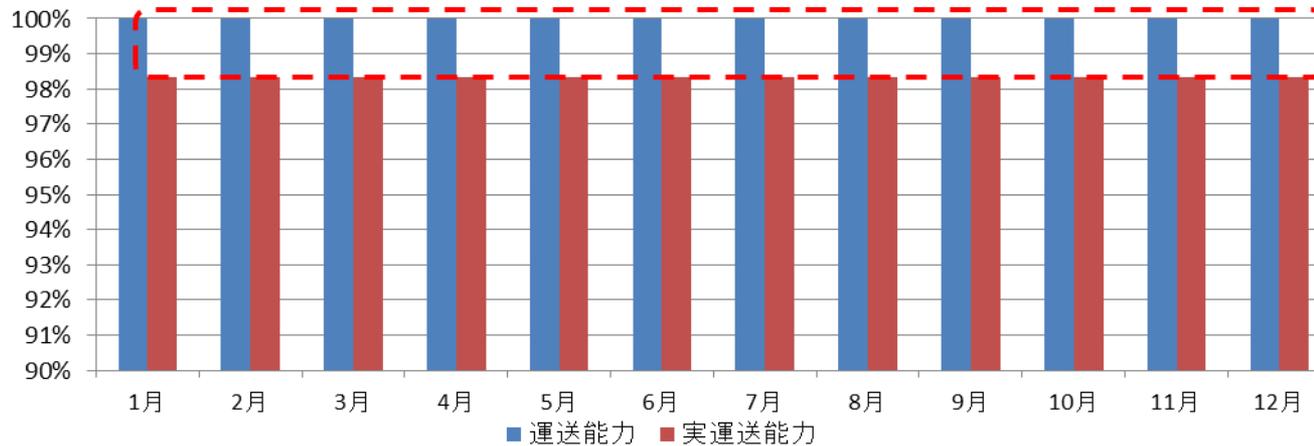
規制緩和の具体的要望

- レンタカーユーザー(貨物自動車運送事業者)のニーズを踏まえると、**規制の全廃**を早急に検討することが望まれます。
- **以下の規制緩和については早急に実施**することが強く望まれます。
 - ①車検・点検・修理期間の代車などレンタカー使用用途の拡大
 - ②引越シーズンなど繁忙期におけるレンタカー使用期間の拡大

規制緩和の効果

車検・点検・修理期間の代車などレンタカー使用用途の拡大

- ◆ 4トン車100台使用(ドライバー数100名)、年間営業日数240日
- ◆ 法定点検(3か月毎)、車検(1年毎):各1日使用不能

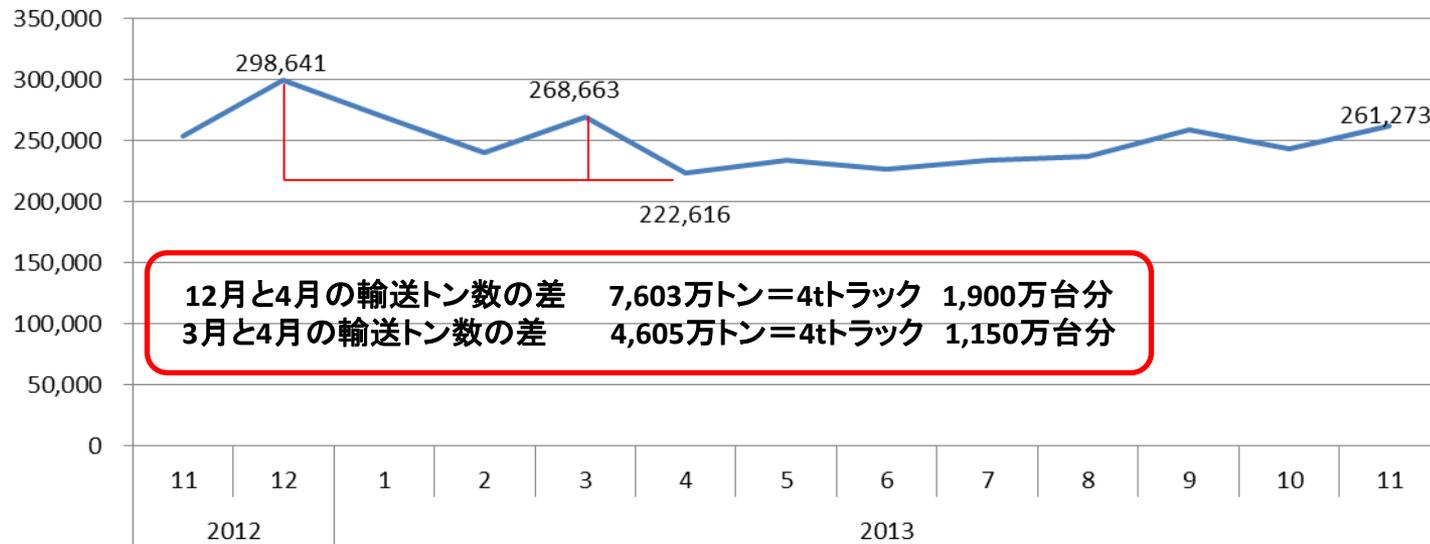


点検、車検により
運送能力は約2%減少

- ◆ 点検、車検時の代車としてレンタカーを使用することにより運送能力の減少分をカバー、荷主の企業に安定的な貨物運送を提供できる。

規制緩和の効果

引越シーズンなど繁忙期におけるレンタカー使用期間の拡大



景気回復局面での
輸送需要の増加が
想定される

出所:自動車輸送統計月報(国土交通省)より、営業用自動車の輸送トン数(単位:千トン)



- ◆ ピークの需要に応じて車両を確保しておくことは経済的に不合理だが、レンタカー使用を認めることにより、柔軟に需要増に対応することができる。
- ◆ 特に景気回復局面においては、事前規制により車両不足が生じ、需要を抑えることになりかねない。

※一時的な需要増加となる恐れがあり、長期継続の輸送需要が見込まれない場合は、固定費増加につながる増車対応は難しい。

論点

<2014年3月31日 当協会要望に対する国土交通省回答>

- 引越シーズン以外の繁忙期等におけるレンタカー使用については、①輸送の安全の確保、②利用者ニーズ等を踏まえ、その要否について検討する。

<2005年1月19日 日本経済団体連合会提言に対する国土交通省回答>

- レンタカーは自家用自動車であるが、③自家用自動車を貨物自動車運送事業の用に供することは、貨物自動車運送事業を許可制としている趣旨を没却することとなるため基本的に認められるものではない。
- レンタカーをトラック事業の用に供する場合は、④事業用自動車として登録しなければならず、そのためには自動車の使用権限を有することが必要であるが、レンタカーは使用者がレンタカー会社であるため、事業用自動車として登録することがそもそも不可能である。
- 引越シーズンにおけるレンタカーの使用とは、年度末及び年度当初においては、人事異動等に伴う引越輸送が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となる現状にかんがみ、特に引越輸送が集中すると考えられる三月十五日から四月十五日までの間に限り、一般貨物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを例外的に認める運用を行うものにすぎず、レンタカーによる事業行為を認めた場合、⑤運送会社が使用する車両に営業用ナンバーを付けたものと自家用ナンバーを付けたものが混在すること等により、白トラック行為の増加等輸送秩序が乱されるおそれがあることから、要望に対応することは困難である。
- 「事故修理及び整備・点検の代車におけるレンタカー利用を認めるべきである」と挙げられているが、これは⑥事故修理及び整備・点検の代車に関し、レンタカーの時期を限定しない使用を意味すると解されるところ、これも上記と同様の理由から、要望に対応することは困難である。(再検討要請に対する回答)事故修理及び整備・点検の代車であるということを如何に証明するかという問題がある。

(※)上記の①～⑥は国土交通省の回答に論点として番号を付した。

国土交通省回答に対する当協会の見解

論点①: 輸送の安全の確保

- 輸送の安全の確保は、貨物自動車運送事業者に法令上（貨物自動車運送事業法第15条等）求められているものであり、自動車の使用形態によって異なるものではない。
- 自動車の不具合による事故防止等のために定期点検整備制度が設けられているが、レンタカー貨物自動車と自動車運送事業用自動車は、それぞれ3か月毎に定期点検整備が求められており、かつ車両の不具合の責任はレンタカー会社が負っている。
- 貨物自動車の車検・点検・修理の際に、代車としてレンタカーを使用できれば、貨物自動車運送事業者として、安定的に物流サービスを顧客に提供することができ、輸送の安全の確保が後退することはない。

論点②: 利用者ニーズ

- 6ページ参照

論点③: 貨物自動車運送事業を許可制としている趣旨を没却

- ピークの需要に応じて車両を確保しておくことは経済的に不合理だが、レンタカー使用を認めることにより、柔軟に需要増に対応することができる。安全確保能力は論点①に対する考え方と同じ。
- 特に景気回復局面においては、事前規制により車両不足が生じ、需要を抑えることになりかねない。

国土交通省回答に対する当協会の見解

論点④: 事業用自動車として登録しなければならず、そのためには自動車の使用権限を有することが必要であるが、レンタカーは使用者がレンタカー会社であるため、事業用自動車として登録することがそもそも不可能

- レンタカー契約約款により自動車のレンタル期間中の使用権限は、使用者(貨物自動車運送事業者)にあることが明確である。

論点⑤: 運送会社が使用する車両に営業用ナンバーを付けたものと自家用ナンバーを付けたものが混在すること等により、白トラック行為の増加等輸送秩序が乱される

- 貨物自動車運送事業者が貨物運送の需要に合わせてレンタカーを一時的に使用することにより、むしろ白トラック行為の抑制につながると考えられる。
- 現在、例外的に認められているレンタカーの一時使用に際しては、届出証を「自動車の外側から見えやすいように表示する」ことが求められており、貨物自動車運送事業者がレンタカーを一時的に使用している場合でも外観で判断できる(注)。

(注) 上記と同様の制度として、廃棄物処理法では、産業廃棄物の不法投棄の防止目的及び産業廃棄物業者の監視強化のため、産業廃棄物の収集運搬車両である旨の表示義務がある。

論点⑥: 事故修理及び整備・点検の代車であるということを如何に証明するか

- 事故修理は修理業者に対する修理代金の支払等、整備・点検はその時期が定まっているため、これらが行われたことが客観的事実として証明できる。
- 貨物自動車運送事業者がレンタカーを一時使用する場合は、レンタカー会社の同意書を添えて、陸運支局に申請する必要があるが、例えば、貨物自動車運送事業者がレンタカー会社から同意書の交付を受ける際に、貨物自動車運送事業者がレンタカー会社に代車として使用する旨を申告する等が考えられる。